

## 研修年次報告書のご登録について

研修年次報告書は4月1日～翌3月31日分を1年度分としてご登録いただくものです

施設の異動、同じ施設でも指導医が変更となった場合や研修の休止、研修の再開をするときは変更届の登録が必須となります。年次報告書登録の前にご登録ください

専門医制度規定(2.周産期専門医制度規則施行細則 第6章 第29条)にも記載がありますが、毎年5月末日までにご登録をお願いいたします

(年次報告書)

第29条 研修を行っている者は、所定の研修年次報告書を毎年5月末日までに提出する。

2. 認定施設は、施設年次報告書を毎年5月末日までに理事長に提出する。
3. 提出期限に遅れた時は、その月数に応じて、**周産期**専門医の認定申請時の症例数を減じることができる。
4. 年次報告書の対象期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

当学会のHP（ <https://www.jspsnm.jp/> ）よりマイページにログインしていただき、新生児専門医 / 母体・胎児専門医 研修を始めた領域の[追加登録]よりご登録ください。

<研修年次報告書提出記録>

追加登録

施設または指導医が変更になった場合は変更届の登録を先におこなってください

※スマートフォンからの画面遷移には対応していません

※ボタン押下後、下記ページに遷移しない場合はポップアップブロックの解除をお試しください

■ 研修年次報告書オンライン登録

赤字：必須項目

### 研修年次報告書

報告対象年度内に施設または指導医の変更があった場合は  
期間を分けて年次報告書登録を行ってください。

報告対象年度：（西暦）  年度 ※ 年度とは4月1日から翌年3月31日までです

研修の種類： 母体・胎児 or 新生児

専攻医氏名：

研修番号：

施設番号：

施設名：

研修期間：（西暦）  年  月  日～（西暦）  年  月  日

指導医名：

<事務局への連絡事項>

[確認画面へ](#)

## 研修年次報告書のご登録について

施設番号はマイページ左側のタブ[専門医制度(新生児)]、[専門医制度(母体・胎児)]より  
認定施設一覧 もしくは 下記URLからご確認下さい

新生児 <https://www.jspnm.com/Senmoni/ShisetsuS.aspx>

母体・胎児 <https://www.jspnm.com/Senmoni/ShisetsuB.aspx>

指導医の確認はこちらから

新生児 <https://www.jspnm.com/Senmoni/ShidoiS.aspx>

母体・胎児 <https://www.jspnm.com/Senmoni/ShidoiB.aspx>

ポップアップブロックの解除ができない場合は、研修関連申請書類のダウンロードより  
研修に必要な書類 5.一年間の研修報告 からPDFもしくはwordのひな型をダウンロードし、  
必要箇所に記入したものを senmoni@jspnm.org に添付してお送りください。

※メール添付の際、本文には名前と会員番号を**必ず**明記のこと

ひな形のダウンロードは下記URLからも可能です

新生児 [https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=7#anchor1](https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content_id=7#anchor1)

母体・胎児 [https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=14#anchor1](https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content_id=14#anchor1)

### 【重要】研修の年次報告書を登録する際の注意事項

・ **研修開始認定日以降は（休止期間以外）原則すべての研修年次報告書の登録が必要**

⇒施設区分(基幹/指定/補完)に関係なく、専門医試験を受験する際に必要な記録となります

・ **研修年次報告書を登録する前に、指導医の変更がないか必ず確認すること**

⇒すでにご異動/ご退官されている先生のお名前で登録する方が多く見受けられます

・ **施設の変更届や指導医の変更届を登録する際は必ず指導医の先生に報告すること**

⇒専攻医の人数を把握できない、報告を受けていない指導医の先生が多くいらっしゃいます

・ **休止期間がある場合は、休止期間を除き実際に研修された日数のみを登録する**

⇒産休育休や留学期間を研修期間として申請する場合は、委員会の承認が必要となります  
承認された期間の年次報告書の登録は不要です。

申請書類は下記URLからご確認ください。

※6.留学を研修期間として申請する時 もしくは 7.病気療養、介護、産休・育休を研修期間として申請する時

新生児 [https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=7#anchor1](https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content_id=7#anchor1)

母体・胎児 [https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=14#anchor1](https://www.jspnm.jp/modules/specialist/index.php?content_id=14#anchor1)

・ **補完施設で研修中の場合は、基幹施設の代表指導医の先生を確認する**

⇒所属している施設群がわからない場合はお問い合わせください

・ **年度の途中で施設の異動や指導医の変更があった場合は、期間を分けて登録する**

⇒変更届や休止届とお日にちや指導医名に矛盾がある場合、受理できません

下記、登録についていくつか例を挙げますのでご参照ください。

研修年次報告書のご登録について

【例1】 初めて研修年次報告書を登録する場合

マイページ中腹部 ■専門医関連 より 研修開始日を必ずご確認ください

専門医関連					
研修開始 認定日	研修番号	現況	専門医認定 最終更新日	専門医 登録番号	初回専門医 取得日
20■■/■■/■■	■■■■■	研修中			

研修期間：研修開始認定日～3月31日

【例2】 年度の途中で施設を異動した場合

<申請記録> 例				
再開届		開始届	変更届	休止・中止届
申請日	申請書類	施設名	研修開始日	研修終了日
2020/09/13	変更届	倉敷中央病院	2020/09/01	←移動日
2020/09/13	変更届	大阪医科薬科大学病院		2020/08/31

申請記録より [変更届] を必ず登録してください

登録の変更届に沿って、施設ごとに期間を分けて登録します

上記例の場合の2020年度の研修年次報告書

- 1)期間：2020/4/1～2020/8/31、施設：大阪医科薬科大学病院、指導医：A先生
- 2)期間：2020/9/1～2021/3/31、施設：倉敷中央病院、指導医：B先生

【例3】 年度の途中で指導医の変更があった場合

<申請記録> 例				
再開届		開始届	変更届	休止・中止届
申請日	申請書類	施設名	研修開始日	研修終了日
2022/02/01	変更届	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	2022/02/01	←変更日
2022/02/01	変更届	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター		2022/01/31

※現在、マイページからは登録した指導医の名前の確認ができません

申請記録より [変更届] を必ず登録してください

登録の変更届に沿って、指導医ごとに期間を分けて登録します

上記例の場合の2021年度の研修年次報告書

- (1)期間：2021/4/1～2022/1/31、施設：三重中央医療センター、指導医：A先生
- (2)期間：2022/2/1～2022/3/31、施設：三重中央医療センター、指導医：B先生

【例4】 **研修中に休止期間があった場合**

<b>&lt;申請記録&gt;例</b>				
<input type="button" value="再開届"/>		<input type="button" value="開始届"/>	<input type="button" value="変更届"/>	<input type="button" value="休止・中止届"/>
申請日	申請書類	施設名	研修開始日	研修終了日
2022/06/05	再開届	神戸大学医学部附属病院	2022/06/01 ←職場復帰日	
2021/09/27	休止・中止届	神戸大学医学部附属病院	最終出勤日→	2021/09/24

申請記録より休職後に [休止届]、復職後に [再開届] を必ず登録してください  
登録の変更届に沿って、**休止期間を除いて**期間を分けて登録します

**上記例の場合の2021年度、2022年度の研修年次報告書**

(1)期間：2021/4/1～2021/9/24、施設：神戸大学医学部附属病院、指導医：C先生

(2)期間：2022/6/1～2023/3/31、施設：神戸大学医学部附属病院、指導医：C先生

※[休止届]時点と[再開届]時点で、施設の異動や指導医の変更があった場合は**別途  
[変更届]は必要ない**。休止時・再開時の施設・指導医を各届出内で登録すること。

研修年次報告書のご登録の誤りや研修記録の不備を事務局にて確認した場合は、  
削除後、再度ご登録をお願いするメールをお送りします。

ご自身で登録の誤りに気付いた場合や研修年次報告書のご登録に関する質問、研修記録について  
のお問い合わせは、ご自身の**お名前**と**会員番号**を必ずご明記の上、senmoni@jspm.org まで  
メールにてご連絡ください。※お返事まで数日いただく場合がございます